(目的)

第1条 この要綱は、練馬区立図書館条例施行規則(平成5年3月練馬区教育委員会 規則第6号)第8条第2項および第9条第2項に基づき、練馬区立図書館(以下「 館」という。)視聴覚室および会議室(以下「視聴覚室等」という。)の利用に関 し必要な事項を定める。

(利用の対象)

- 第2条 視聴覚室等は、つぎの表の左欄に掲げる団体が同表右欄に掲げる行事を行う場合 に利用することができる。
- であり、かつ、代表者が練馬 区民である団体
- (2) 練馬区内に所在する事業所ま たは学校
- (1) 構成員の半数以上が練馬区民 (1) 館が奨励する映画会、レコードコンサート等の視 聴覚行事
  - (2) 館が奨励する読書会、研究会、鑑賞会、資料展示 会等の行事
  - (3) 図書館サービスに関連のある活動

(目的外利用)

第3条 前条の規定にかかわらず、練馬区教育委員会(以下「委員会」という。)は、館 の管理運営上支障がないと認めたときは、視聴覚室等を前条の表左欄に掲げる団体およ び館の管理を行う指定管理者に対し、同表右欄に掲げる行事以外に利用させることがで きる。

(利用時間)

- 第4条 視聴覚室等の利用時間は、練馬区立図書館条例(平成5年3月練馬区条例第42号。 以下「条例」という。) 第4条に規定する休館日を除く日の午前9時から午後9時まで とする。
- 2 利用単位は、毎正時からの1時間を1単位とし、それぞれ準備および後片付けに要す る時間を含むものとする。

(利用の手続等)

第5条 視聴覚室等を利用しようとする者は、練馬区立図書館視聴覚室・会議室利用申込 書(第1号様式)を、第2条の規定による利用にあってはその利用予定日の属する月の 3月前の月の初日から利用日までの間に、第3条の規定による利用にあっては利用予定 日の属する月の2月前の月の初日から利用日までに委員会に提出し、利用の承認を受けなければならない。ただし、委員会は、特に公益上必要があると認めたときは、当該期間外においても利用申請書を受け付けることができる。

- 2 第3条における利用については、同一団体が同一月内に利用できる回数は、4回以内とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めたときは、同一月内の利用回数を 変更することができる。
- 4 第1項において、申込書提出期間の初日が休館日に当たるときは、その直後の開館日 を当該期間の初日とする。
- 5 第1項の規定による申込書の提出時間は、条例第5条第1項および第2項に規定する 開館時間とする。
- 6 利用の承認は、利用申込みの受付順序に従って行う。ただし、同時に利用申込みがあったときは、受付順序を抽選で決めるものとする。

(電話による申込み)

- 第6条 視聴覚室等の利用については、電話による申込みの予約(以下「仮申込み」という。)をすることができる。この場合、仮申込みの日から利用日までに申込書を提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申込書の提出期間中に申込書の提出をしないときは、当該仮申込みは なかったものとする。
- 3 電話による仮申込みができる期間および受付時間は、前条第1項、第4項および 第5項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、利用しようとする視聴覚室等に先行する利用申込み がある場合は、仮申込みをすることはできない。

(利用承認書の交付)

第7条 委員会は、視聴覚室等の利用を承認したときは、練馬区立図書館視聴覚室・会議 室利用承認書(第2号様式。以下「承認書」という。)を交付する。

(利用の不承認)

- 第8条 委員会は、視聴覚室等の利用について、つぎの各号のいずれかに該当するときは、 利用の承認をしない。
  - (1) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
  - (2) 営利を目的とするおそれがあると認められるとき。

- (3) 館の運営上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が利用を不適当と認めたとき。

(利用の承認の取消し)

- 第9条 委員会は、視聴覚室等の利用について、つぎの各号のいずれかに該当すると認め たときは、その利用の承認を取り消すことができる。
  - (1) 利用者がこの要綱に定める利用の基準に違反した場合
  - (2) 利用承認内容と異なる目的で使用した場合
  - (3) 利用承認後に前条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合
  - (4) 災害その他の理由により、視聴覚室等の利用ができなくなった場合
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が館の運営上、特に必要があると認めた場合
- 2 委員会は、視聴覚室等の利用の承認を取り消したときは、練馬区立図書館視聴覚室・ 会議室利用承認取消通知書(第3号様式)により利用者に通知する。

(使用料および使用料の納入)

第10条 第3条に定める利用の場合は有料とし、練馬区行政財産使用料条例(昭和39年4 月練馬区条例第6号。以下「使用料条例」という。)第2条第5項の規定に基づき算定 した別表第1で定める額を利用承認の際に納入しなければならない。

(使用料の減免)

- 第11条 使用料条例第5条の規定により、使用料を減額し、または免除することができる場合は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 2 使用料の減額または免除を受けようとする者は、第5条に規定する利用申請の際に練 馬区立図書館視聴覚室・会議室使用料減免申請書(第4号様式。以下「減免申請書」と いう。)を併せて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 委員会は、前項の申請があった場合において必要があると認めたときは、減額または 免除の事由を証明すべき書類等の提示を求めることができる。

(使用料の不還付)

- 第12条 使用料条例第7条に基づき、既納の使用料は、還付しない。ただし、公用または 公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したときその他特別の理由があると 認めるときは、委員会は、その全部または一部を還付することができる。
- 2 前項で規定する使用料の全部または一部を還付する場合の特別の理由およびその還付 金額は、つぎのとおりとする。
  - (1) 利用者の責任でない事由により利用することができないとき。 全額

- (2) 利用者が利用予定日の前日までに利用の取り消しを委員会に申し出て、委員会が相当の理由があると認めたとき。 全額
- (3) 利用者が利用予定日の前日までに減免申請書を委員会に提出し、委員会が相当の理由があると認めたとき。 免除となる場合 全額、減額となる場合 半額
- (4) 前3号に定めるもののほか、委員会が特に必要と認めたとき。 委員会が相当と認める額
- 3 第2項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、練馬区立図書館視聴覚室・ 会議室使用料還付申請書(第5号様式)を委員会に提出しなければならない。
- 4 第2項および第3項の規定による手続ができる期間および時間は、第5条第4項および第5項の規定を準用する。

(特別の設備の使用)

第13条 利用者が視聴覚室等の利用に当たって、特別の設備を使用するときは、あらかじめ光が丘図書館長の承認を受けなければならない。

(利用の準備および原状回復)

第14条 利用者は、利用者自身において視聴覚室等の設営等を行うとともに、その利用を 終了したとき、または利用開始後利用の承認を取り消されたときは、直ちにその場所を 原状に復して返さなければならない。

(賠償責任)

第15条 利用者は、視聴覚室等の利用に当たり、施設、設備等を著しく汚損し、または破損したときは、その賠償の責任を負うものとする。

(利用権の譲渡等の禁止)

第16条 利用者は、視聴覚室等の利用権を譲渡し、または転貸してはならない。

(職員等の指示)

第17条 利用者は、視聴覚室等の利用に当たっては、館の職員、条例第8条に規定する 指定管理者(以下「指定管理者」という。)および館の業務委託業者職員の指示に従わ なければならない。

(指定管理者に関する読替え)

第18条 指定管理者が業務を行う場合についての第5条第1項、同条第3項、第7条、第8条、第9条第1項および同条第2項の規定の運用については、これらの規定中「委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、光が丘図書館長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成14年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成14年7月1日以後の利用について適用し、同年6月30日以前 の利用については、なお従前の例による。
- 3 第10条の規定にかかわらず、平成14年7月1日から平成16年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)の利用に係る使用料は、つぎのとおりとする。

館名	施設名	午前	午後	夜間
練馬区立光が丘図書館	視聴覚室	1,400円	1,900円	1,400円
	会議室(1)	1,000円	1,300円	1,000円
	会議室(2)	1,000円	1,300円	1,000円
練馬区立練馬図書館	読書会室	700円	1,000円	700円
練馬区立平和台図書館	視聴覚室	1,400円	1,900円	1,400円
	会議室	1,200円	1,600円	1,200円
練馬区立大泉図書館	視聴覚室	1,400円	1,900円	1,400円
	読書会室	1,000円	1,300円	1,000円
練馬区立関町図書館	視聴覚室	1,400円	1,900円	1,400円
練馬区立貫井図書館	視聴覚室	1,400円	1,900円	1,400円
練馬区立稲荷山図書館	会議室	1,200円	1,600円	1,200円
練馬区立春日町図書館	会議室	1,400円	1,900円	1,400円

4 特例期間の利用に係る第11条の規定の適用については、前項の使用料について、これを適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月27日19練教光図第1709号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月18日20練教光図第1851号)

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則(平成22年2月2日21練教光図第1774号)

この要綱は、平成22年3月2日から適用する。

付 則 (平成23年3月15日22練教光図第2239号)

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則 (平成23年7月29日23練教光図第853号)

- 1 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区立図書館視聴覚室・会議室利用要綱の様式による様式で現に存在するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則 (平成26年9月29日26練教光図第1190号)

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 改正後の練馬区立図書館視聴覚室・会議室利用要綱第5条第1項および別表第2の規定は、平成27年1月5日以後の利用に係る分について適用し、平成26年12月28日以前の利用に係る分ついては、なお従前の例による。

付 則 (平成27年11月10日27練教光図第1494号)

- 1 この要綱は、平成28年1月4日から施行する。
- 2 改正後の練馬区立図書館視聴覚室・会議室利用要綱第4条第2項および別表第1の規 定は、平成28年4月1日以後の利用に係る分について適用し、同年3月31日以前の利用 に係る分については、なお従前の例による。

付 則(平成28年4月1日27練教光図第2733号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年1月5日28練教光図第1748号)

- 1 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。
- 2 改正後の練馬区立図書館視聴覚室・会議室利用要綱別表第1の規定は、平成29年4月 6日以後の利用に係る分について適用し、同月5日以前の利用に係る分については、な お従前の例による。

付 則 (令和 2 年11月30日 2 練教光図第1253号)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 練馬区が協力し、または協賛する事業 (この要綱の施行前に練馬区の協力または協賛 名義の使用の承認を申請した事業に限る。)のため、施設を利用する場合の利用料の減 額については、改正後の練馬区立図書館視聴覚室・会議室利用要綱別表第2の規定にか

かわらず、なお従前の例による。

付 則(令和3年3月 日2練教光図第 号) この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第10条関係)

(第1 (第10末)		1
館名	施設名	1時間当たりの使用料
練馬区立光が丘図書館	視聴覚室	600円
	会議室 (1)	400円
	会議室 (2)	400円
練馬区立練馬図書館	会議室	300円
練馬区立石神井図書館	会議室(1)	500円
	会議室 (2)	500円
	会議室(1)および会議室(2)を 併せて利用する場合	600円
練馬区立平和台図書館	会議室 (1)	400円
	会議室 (2)	400円
	会議室 (1) および会議室 (2) を 併せて利用する場合	600円
練馬区立大泉図書館	視聴覚室	600円
	会議室	400円
練馬区立関町図書館	視聴覚室	600円
	会議室	200円
練馬区立貫井図書館	視聴覚室	600円
練馬区立稲荷山図書館	会議室	500円
練馬区立小竹図書館	会議室	400円
練馬区立春日町図書館	会議室	600円
練馬区立南田中図書館	会議室	500円

## 別表第2 (第11条関係)

使用料な減頻1	または免除することができる場合	減免額
使用料を減額し、	または鬼妹りることかくさる笏口	/

区(行政委員会、区が設置する付属機関等を含む。)が主催 し、または共催する事業で利用するとき。 2 区以外の官公署が行政目的のために利用するとき。 3 区内の団体が行政への協力等の目的のために利用するとき。 4 区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学校 免除 が教育目的のために利用するとき。 5 構成員の半数以上が75歳以上の者の区内団体 (原則として10 人以上で構成され、その半数以上が練馬区に住所を有する者で あるものに限る。) が利用するとき。 6 区(行政委員会を含む。)が後援する事業で利用するとき。 7 区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学校 以外の学校が教育目的のために利用するとき。 8 別に定める区内の公共的団体が団体本来の活動目的のために利 用するとき。 9 別に定めるところによりあらかじめ届出を受けた生涯学習届出 団体が学習目的のために利用するとき。 10 構成員の半数以上が障害者の区内団体(原則として10人以上で 5割減額 構成され、その半数以上が練馬区に住所を有する者であるもの に限る。) が利用するとき。 11 構成員の半数以上が65歳以上の者の区内団体(原則として10人 以上で構成され、その半数以上が練馬区に住所を有する者であ るものに限る。) が利用するとき。 12 構成員の半数以上が中学生以下の区内団体(原則として10人以 上で構成され、その半数以上が練馬区に住所を有する者である ものに限る。)が利用するとき。 13 その他委員会が特に必要があると認めたとき。 免除または

5割減額